# 選挙特報

### 第23回参議院議員通常選挙

### と き 7月21日(日) 午前7時~午後8時 ところ 市内 15投票所

▶問合せ 選挙管理委員会(総務課内 ☎95-0113)

#### ■ 投票できる人

平成5年7月22日以前に生まれた日本国民で、平成25年4月3日以前に知立市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に居住している人

#### ■ 投票所

市内15か所の投票所。

投票所入場券に投票所が記載してあります。 (4ページの地図を参考にしてください。)

#### ■代理投票・点字投票

手や腕のけがなどで字が書けない人、読み書きの十分でない人のための代理投票、目の不自由な人のために点字投票制度が設けられています。

#### ■ 投票所入場券

入場券は、郵送でお届けしています。

投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。 投票所入場券は、1人1枚、世帯ごとに封筒に入っています。投票には自分の投票所入場券を投票所へお持ちください。

#### ■開票

投票日の午後9時から 知立中学校武道場で行います。

#### ■期日前投票

7月21日(日)の投票日に仕事や用事などで投票に行けない人は、前もって期日前投票をすることができます。

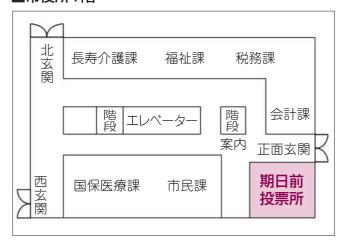
○と き 7月20日(土)まで

午前8時30分~午後8時

○ところ 市役所1階 正面玄関ロビー

○持ち物 投票所入場券(投票所入場券がなく ても投票できます。)

#### ■市役所1階



※外国人相談コーナーは、期間中、2階市民相談 コーナー横へ移動します。

平日の午後5時15分~8時および土・日曜日および祝日は、北玄関と西玄関からは入れませんので、 正面玄関をご利用ください。

#### ■ 不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、知立市以外の市町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している人は、その施設内で不在者投票ができます。投票日に間に合うよう、早めに請求し、投票してください。

#### (1) 知立市以外で投票する場合

- ○知立市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合どこで 投票したいかを伝えます。
- ○交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

#### (2) 指定病院等で投票する場合

投票用紙などは病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。 ※指定病院等とは県の選挙管理委員会が指定した病院、施設等です。

#### (3) 郵便等で投票する場合

身体に一定以上の障がいがある人のための制度で、郵便等投票証明書の交付など、あらかじめの手続きが必要です。

郵便等による不在者投票ができる人は、下表の事項に該当する人です。(詳しくは選挙管理委員会へお尋ねください。)

身体障害者手帳		介護保険被保険者証
両下肢、体幹、移動機能の障がい 【1級または2級】	両下肢、体幹の障がい 【特別項症から第2項症まで】	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸の障がい 【1級または3級】	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、肝臓の障がい 【特別項症から第3項症まで】	要介護状態区分が要介護5
免疫、肝臓の障がい 【1級から3級まで】		

#### \*代理記載制度

郵便等の不在者投票で本人が記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙に記載する制度で、上の表のいずれかに該当し、かつ、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- ①身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人。
- ②戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている人。

"参院選 ネットで始まる 身近な政治" 投票・開票の速報は、市ホームページで ご覧いただけます。

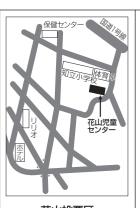


投票の際、投票用紙には
選挙区 は 候補者の氏名
(薄い黄色)
比例代表 は 候補者の氏名または 政党等の名称(略称)

選挙特報

## 参議院通常選挙 投票所





花山投票区 花山児童センター遊戯室



山屋敷投票区 竜北中学校柔剣道場



八橋投票区 八橋保育園遊戱室



来迎寺投票区 来迎寺児童センター遊戯室



草刈投票区 福祉体育館会議室



新富投票区 新地公民館



知立西投票区 知立西小学校体育館

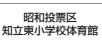


広見投票区 中央公民館大会議室



八ツ田投票区 八ツ田小学校体育館







上重原町公民館



猿渡投票区 猿渡小学校体育館



新林投票区 南児童センター遊戯室



谷田投票区 谷田町第2公民館

- 必ず入場券に記載された投票所で投票してください~